

日本学術会議法人化準備委員会（第18回）

議事録

1. 日時：2026年7月7日（火）17：00～20：05
2. 開催方式：オンライン
3. 参加者：光石 衛、日比谷 潤子、堀 正敏、三枝 信子、磯 博康、川嶋 四郎、尾崎 紀夫、沖 大幹、北川 尚美

○光石委員長

定刻になりましたので、日本学術会議法人化準備委員会の第18回を開催いたします。出欠について、本日は第一部の吉田部長、明和委員が欠席と伺っております。

それでは、議題1の会長の選任に関する方針（案）についてに入ります。資料1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい、ご説明をさせていただきます。資料1でございますけれども、会長の選任についてでございます。今回お示ししておりますのは、これまでの会長の選任に関するご議論を踏まえまして、8月の総会で決定いただくための会長の選任方針案という形で、まとめ直したものでございます。従いまして、その内容は、基本的にはこれまでご議論いただいた内容をまとめ直したものでございますけれども、若干、追加修正をした部分がございますので、その点を中心にご説明をさせていただきます。

まず大きい1番として、会長に求められる資質について記載しております。次の○については、参考を書いてあります通り、新しい法律に記載しております会長の要件、すなわち、特に優れた研究又は業績があり、人格が高潔で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員である、これを改めて記載しているものでございます。2つ目の○で、それに加えてということになりますけれども、次の要素も求められているのではないかとということで、三つ記載しております。学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン、組織マネジメント及びガバナンスにかかる能力と経験、会員や国民・社会とのコミュニケーション能力と、この三つを記載しているところでございます。

続いて大きい2番、会長の選任の方法でございます。（1）全体の日程、（2）自薦・他薦、（3）会長候補者選考委員会、（4）会長候補者の周知については、これまでご議論いただいた内容を改めて記載しているものでございまして、特段変更を行っておりませんので、説明は省略させていただきます。（5）総会における会長の選任、10月当日の進め方でございます。まず1つ目の○で、会長候補者だけでなく、全ての会員、230名の方に被選挙権を認めること。2つ目の○で、会長候補者になった方には、所信表明を投票に先立ち実施すること。これは、これまで通りでございます。3つ目の○、総会における会長の実際の選任の流れでございます。まず、その230名を対象とした投票を行った結果、過半数を取る方がい

らっしゃらなかった場合には、得票数上位の者から足し上げて、得票数の過半数の得票数となる者までについて、次の投票の対象とする。ここはこれまでと一緒にございます。追加しているのが、この途中の部分でございまして、この得票数上位の方の中に、会長候補者でない方が、すなわち、自薦・他薦、あるいは選考委員会での選任を経て来られていない方が、上位の候補者として、2回目の投票の対象となる可能性がございます。会長候補者になっている方については、これまでの手続きで、会長に選ばれた場合の就任意思を確認して、意思がある方について選ばれていますので、改めて就任意思を確認する必要はないですけれども、そうでない方については、実際に候補者になった場合に、会長になる意思があるかどうか、この段階でははっきりいたしません。このまま投票を続けると、その方が最終的に過半数を取って会長候補者になる場合も、もちろんあり得るわけですが、その時点で意思確認をして、私はちょっと会長にはなりませんということで、辞退された場合には、もう1回1番に戻って、230名からもう1回投票し直すというような流れになります。こうなりますと時間もかかるということもありますので、この1回目の投票で上位に入った方の中に、もし、会長候補者でない方がいらっしゃった場合には、この時点で、選ばれた場合に会長になる意思がありますかというのを確認してはどうかという案でございます。もしその場で、私は会長になるつもりはありませんとおっしゃる、あるいは、欠席等の理由によって意思が確認できない時は、もうその時点で候補者から外して、残りの方で第2回以降の投票をしてはどうか。これが、この①の後半、※印のところで記載している内容ということでございます。②で3回目の投票でも過半数の得票者が出なかった場合には、決選投票を行うこと。③同票の場合は抽選すること、ここは特に変えておりません。その次の○、総会における投票の方法についても特に変更はしておりません。

最後に（6）その他として、本選考方針に定める以外の、要は細かい事項、具体的に言うと、提出書類の様式などですけれども、これらについては、透明性の確保に十分留意の上、幹事会が決定すると書かせていただいております。

次のページに、これまでお示ししました会長候補者選考の流れ図を参考としてお付けいたしております。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。規則ということではないですが、整理をしていただきました。ありがとうございます。いくつか加わっているところがあります。1の○で、次の要素も会長に求められる資質としてはどうでしょうか。二枚の資料を提出していただく、あるいは所信表明をしていただくことにも関係します。学術及び学術会議の方向性への明確なビジョン、組織マネジメント及びガバナンスに関する能力や経験、会員、国民・社会とのコミュニケーション能力を挙げておいてはどうでしょうか。

4ページの所信表明のところで、今説明はなかったかもしれませんが、「・」の三つ目、一番下で所信表明の順番については、くじ引きの順序を決めるくじ引きを行い、その順番に従って、所信表明の順番を決めるくじ引きを行います。以前にも2回くじ引きをするのがいいのではないかということをしていましたので、明確にここに書いておいてはどうかとい

うことです。

先ほどありました※印のところで、欠席等により本人の意思を確認できないときは、次の投票の対象としないということです。例えば、何らかの理由で欠席していても、電話連絡等がつくということであれば、それは意思の確認ができるということです。それはするということです。今年の場合は、例えば、10月1日に、何らかの理由でこの時間に参加できない、何らかの業務ですとか、例えば、予算申請のヒアリングがあるとか、そのような理由でこの時間に参加できないということはあるので、意思を確認するということです。この人は、所信表明はしないのでしょうか。

○事務局

そうですね。基本的にそれは想定しておりません。

○光石委員長

所信表明をしなくても票数が多ければ当選することもあり得るということだと思います。

○事務局

そうですね。そもそも被選挙権は230名全員の会員にありますので、候補者となっていない方でも、過半数を得て選ばれれば、会長に選ばれ得るということではあります。

○光石委員長

はい。いかがでしょうか。ご意見をいただければと思います。

○磯委員

今、会長がおっしゃったように、何かの理由で出席できなくても、本人の電話で意思が確認できる場合にはOKとするということであれば、ここの※印の三行目の「欠席等により」という文言は必要ないような気がします。

○光石委員長

「欠席等により」というのはなくてもいいということでしょうか。

○磯委員

欠席しているが、本人の意思が確認できた時はOKという話でしたので。

○光石委員長

はい。事務局いかがでしょうか。ここを削除しても大丈夫ですか。

○事務局

これは、そうですね。例示ですので、削除いただいても大丈夫です。

○光石委員長

はい。欠席したらもう可能性がないと、等がついており、そのように誤解される可能性はないのですが、「欠席等により」という文言は削除しましょう。

他にはいかがでしょうか。

○川嶋委員

私も今の、磯先生のご提案でよろしいのではないかと思います。というのは、実は出席していても、場合によったら、意思の確認をできないことはあるのではないかと思います。一時退室とか、いろんなことはあると思います。

それから、私の確認は、会長に求められる資質のところでございまして、一番最初の上の方で説明いただいたところかと思います。こういうことが備わっていれば、もう全然問題ないと思います。素晴らしい会長が選ばれるのではないかと期待をしております。3つ目の・の意味ですけれども、会員や国民・社会とのコミュニケーション能力ということは重要だと思います。これはコミュニケーション、意思疎通ということですから、会員の、多様な人たちの集まりということですが、その会員と適宜、適切な形で情報交換もきちんとしていただけるということが大切かと思います。そして、国民・社会とも、決して一方通行ではなくて、フォーラム、シンポジウム、いろんなことを通じて、対話をしていけるような、そういう能力を持った方だということです。別の言葉で言えば、独裁的ではないという、そういう意味合いがここには込められているのかと思いましたけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。なぜ私がこんなことを言うかと言いますと、今ワールドカップをやっていますが、トランプが電話で一言言ったとか、とにかく今、よくわからない時代になったと思いますので、そういうよくわからないことが起こらないように、一応考えておく、事前に考えておく必要があるのではないかと思いますので、そのところ確認をさせていただきました。

○光石委員長

はい。当然、そのようなことであると思います。

○川嶋委員

ありがとうございます。

○光石委員長

一個上「・」のところで、組織マネジメント及びガバナンスにかかる能力・経験で、学術的機関の指導的地位における活動実績とありますが、これは、例えば、学会でも学術的機関でいいでしょうか、学術的機関「等」をつけておかなくても大丈夫でしょうか。つけなくても、すべて包含されていますでしょうか。

○事務局

そうですね。学術的機関という言葉なので、大学・研究機関だけではなくて、学協会なども含まれるのかと思いますけれども、例えばそれ以外の、企業とかまで含むということであれば、等をつけた方がいいかと思います。

○光石委員長

企業でのマネジメント能力を持っていたという人もいるかもしれません。つけておいてはどうでしょうか。企業会員もいますので。

○三枝委員

よく考えたら、そうかもしれません。ご本人が大丈夫と思っても、万一、その方が所属している機関がうちは学術的機関ではありませんと言うことがないとも限らないと思いましたので、あれば安心かと思いました。以上です。

○光石委員長

企業だけの経験で、学術的な成果がなければそもそも対象とはなりません。
他はいかがでしょうか。

○川嶋委員

今のところですけども、おっしゃることは非常によくわかります。それで一番最後のところに活動実績等という感じでつけたらいかがかと思いました。今企業の話が出たのですけれども、例えば島津製作所の田中耕一さんとか、いろんな研究チームのリーダーなんかもされています。ノーベル賞を取られたということです。その方が今回どうこうということでは全くなくて、一般的なお話といたしまして、学術的な機関等の指導的な地位における活動実績等ということで、要するに、そのガバナンスにかかる能力・経験の一つの例と言えますか、考える素材ということで、こういうことを書いておくということでもいいのではないかと思います。

○光石委員長

両方に等をつけた方がいいということですね。

○川嶋委員

はい、そういうことです。

○光石委員長

等が多すぎるという感じもしないでもないですが、大丈夫でしょうか。

○川嶋委員

いや、安全弁ですので問題ないと思います。

○光石委員長

はい。他にいかがでしょうか。これらの資質を、先ほど申し上げましたように、提出いただく二枚の資料、及び所信表明で、確認できると思います。また、全員の A4 一枚の資料もあります。

よろしいでしょうか。8月6日、7日も近づいてきていますが、8月6日、7日の時にこれも確認することになります。あと一度、7月中に準備委員会がありますので、もしお気づきの点があれば、その時をお願いします。

では、次の議題に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

議題2の日本学術会議会則（案）についてに入ります。これについては、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

はい。資料2についてご説明させていただきます。日本学術会議会則（案）についてでございます。会則案につきまして、今回ご覧いただきますのは、まず、今回初めてご覧いただきます第一章総則から第五章役員会及び第十五章雑則について。それから、これまでご覧いただきました第六章から十四章につきましても、内容に関わる修正をしているところがございますので、併せてご確認いただければと思っております。これまで同様、3ページ以下に実際の会則の案もお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。

順にご説明をさせていただきます。まず第二章でございます。会議体という章を作っております。これについては、総会、役員会をはじめとして、今回、法律に基づき置かれる委員会でございますとか、これまであります部会、委員会、分科会、小委員会等、いわゆる会議体全般につきまして、主として、その議事運営にかかる共通的な事項をここでまとめて規定しようとしているものでございます。具体的には議長の役割でございますとか、議事の公開、それから定足数とか議決等々でございます。その中で、オンライン出席、それからオンライン開催も共通して可能にするということ。それから必要と認める時には、メール議決等の対応も可能になっているというようなことで、これは各会議体、基本的に共通のものとして、ここで規定するということを予定いたしております。以上が第二章でございます。

続いて第三章、総会でございます。総会につきましては、会則（案）の方のページ数だと、7ページ以下になります。本委員会での議論を踏まえまして、まず開催でございますけれども、原則として毎年2月又は3月、6月、それから10月の3回、それぞれ開催するということ。それから、総会の招集は議長、すなわち会長というのが原則ですけれども、30人以上の会員の同意をもって、招集を議長に求めることができるという規定を置いております。また議決方法ですけれども、これまでは原則が挙手、オンラインで出ている方はオンラインで、また可否の多少を認定しがたい時等については、いわゆる札入れ投票を行うというような形になっていたのですが、今回はシンプルに、挙手、オンライン投票、それから札入

れのいずれか、またはこれを組み合わせて行いますということにしております。以上が第三章でございます。

続きまして、第四章でございます。まず、会長の選任について、ページ数だと 13 ページ以下になります。まずあらかじめ会長の選任方針を決定する。決定して、それに基づいて選任を行うこと。その選任方針は、今回新設を予定しております会長候補者選考委員会が案を作成して総会で決定すること。会長候補者選考委員会は、総会における選任に先立って候補者を選考することができること。さらにその際に、選任においてはオンラインの投票システムを用いることができるということを記載しております。もちろん、実際の選任については、それ以外にも細かい手続き等もあろうかと思えますけれども、それらの必要な事項については、今申し上げました選任方針で定めますということを規定しております。以上が選任でございます。

続いて副会長でございます。副会長については、現在の職務としては、学術会議の組織運営及び科学者間の連携に関すること、学術会議と政府、社会及び国民等との関係に関すること、学術会議の国際活動に関すること、この三つが挙げられておりまして、現在三人の副会長にそれぞれ一つずつご担当いただいているところでございます。その内容を今回変えるわけではないのですが、より細かく五つに分けております。具体的には、組織運営と科学者間の連携を分けて一号と五号に規定し、さらに、意思の表出に関することを独立させて二号に規定しております。こうしておりますのは、副会長の人数自体は、三名ということで変わらないのですが、会長のご判断によって、もう少しフレキシブルに、どの副会長にどれを業務担務していただくかが、フレキシブルに担務を変えられるように、少し細かく分けたということでございます。

続いて、会長特別補佐でございます。こちらについて、新設ということで、会長特別補佐の員数は若干名とすること、その担務としては、特定の業務をここで書くわけではなくて、会長の定めるところにより、特定のものにかかる会長の職務について、会長を補佐すると書いております。会長がその役割を決めることができるようにしております。

続きまして、第五章 役員会でございます。ページ数は 17 ページ以下です。こちらについては、基本的には、現在の幹事会の規定を踏襲しておりまして、原則として毎月一回開催するとしております。また、構成員以外の方の出席、発言でございますけれども、監事、会長特別補佐、職員のほか、会長が必要と認める者に役員会において意見を述べさせ、または説明させることを会長ができますということを書いております。それから、総会の権限のうち、会則において、役員会または会長が定めるとした事項については、役員会または会長に委任することによって、役員会あるいは会長の決定によっていろんな意思決定ができることになります。また役員会は、役員会の権限とされたもののうち、さらにそれを会長に委任することができます。この場合において、会長は、必要がある時には、役員会に意見を聴くことができるという規定にしております。以上が役員会でございます。

最後少し飛びますが、第十五章 雑則のところでございます。こちらは、ページ数にいたしますと、54 ページでございます。実は現行の日本学術会議会則には、改正という規定がございます。この会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の賛成がなけれ

ば、これを行うことができないとなっております。通常は当然多数決ですので、この会則の改正に限って、いわゆる特別議決が必要になるという規定が置かれているということでございます。今回の会則でも、これを維持するかどうかについては、ご判断のあるところかと思いましたが、この点についてはPとさせていただきます。このまま書くのか、あるいは書かずに過半数で改正できるようにするかというところをご判断いただければと思います。なお、これはあくまでもこの会則の改正についての特別議決の規定でございますので、この会則の制定、あるいは今後全部これを廃止して新しい会則を作る時には、この規定が適用されず、すなわち多数決で決定されるということになるかと思われます。以上が新規の部分でございます。

続いて第六章から第十四章、1回ご覧いただいたものの中で、特に中身に関わる修正点でございます。

まず、会長の常勤についてでございます。ページ数は23ページになりますけれども、こちらについては、前回、大変ご議論いただいたところでございまして、今後の会長の業務なども鑑みて、常勤にすることができるとした方がいいというご意見もあれば、懸念点を指摘されるご意見もございました。それを踏まえて、今回の修正案でございますけれども、「総会の議を経て」としていたのを、「同意を得て」常勤にすることができるという形にさせていただいております。従って、会長の意思によって、今後常勤になるということはあるけれども、それには総会の同意が必要になるということになります。なお、その際に、前回のご議論で、法人化に伴って会長はどのような新しい仕事が増えるのかということ、もう少し明確にした方がいいのではないかなという議論がありましたので、参考1でまとめさせていただいております。主として、やはり組織の長として、職員の人事とか、労務、あるいは会計などについて、責任者としていろんなご決定などをいただく必要があろうかと考えているところでございますので、ご参照いただければと思います。

二つ目の修正点について、地方の関係、特に地方学術会議についてでございます。こちらについてもいろんなご議論がありまして、この地方学術会議ができました経緯、あるいは、現在の地方学術会議の状況なども踏まえて、どのようにしていくか、名称も含めてご議論いただいたところでございます。今回の案でございますけれども、もともとの案では、地方学術会議という条を設けて、その役割をカチッと書くようなことを考えていたのですけれども、あまりそれをカチッと決めずに、そもそもの役割というのが、地方における学術の振興をより一層進めるということでしたので、要は幅広くフレキシブルに、地方における学術の振興のための取り組みができるようなものとして位置づけてはどうか。それに伴いまして、そういうカチとした固定の規定を置くのをやめて、ページ数は33ページですけれども、シンポジウム、フォーラム等の中にこれを位置づけてはどうか。それに伴いまして、これまで、学術に関係する者の間に起きる連携の確保及び強化となっていたところに、地方公共団体や地域、各種団体の代表者との間における連携の確保・強化というものを入れることによって、いろんな形で、地方における学術の振興のための取り組みができるようにしてはどうかという案でございます。これに伴いまして、社会活動・広報委員会の職務についても修正を行っているところでございます。

その他、修正しているところはございますけれども、基本的には文言の適正化でございますとか、会議の運営に係る事項を第二章にまとめて記載したことに伴う削除等でございます。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。論点が結構あると思います。一つ一つ議論していきたいと思います。まず、会議体の公開等を共通に書けないかということが前々から言われていましたので、その方法として、会議体という章を作り、そこに会議体を公開にする等々をまとめて書いたということです。決議の方法、議長を置くこと、その他共通で言えることはすべてそこにまとめたのが第二章です。いかがでしょうか。

○川嶋委員

今、会長にご説明いただきましたところで、例えば公開なんかを、総則的に規定いただくというのが非常にいいことではないかと思います。わかりやすさという点でも、優れているのではないかと思います。ちょっとそれは置いておきまして、前回からの主な修正点というところを、最初にコメントさせていただいてよろしいでしょうか。

○光石委員長

はい、どうぞ。

○川嶋委員

順不同となってしまって申し訳ないです。ありがとうございます。

まず会長のところですけども、私は基本的にこれに賛成で、実は前回、議を経て、ということで、悪くはないのではないかとと思ったのですけれども、議を経てだと、結局、うやむやのうちに何か終わってしまっても、一応議は経たということで、いつのまにか常勤になっているみたいなことになってしまわないかという懸念がございました。これだと明示的に同意・承認が必要になってくるということを明らかにしていただいたということで、非常にいいのではないかと思います。ただ、この同意を得てというのが、これは、ちょっと私、よくわかりませんが、やはりこれ、過半数の同意とか、そういう意味でしょうか。あるいは総会の承認を得てみたいな形で、それでもやはり過半数の議決があってというようなことが前提になっているのか、この同意の具体的な中身について教えて頂ければと思います。まず、その点からお願いいたします。

○光石委員長

どうするのがいいでしょうか。決を取って過半数とするのがいいか、それともよろしいでしょうかとって、満場一致方式を取るのがいいでしょうか。

○川嶋委員

一番いいのは、多分、そんなに決も取らないで、満場一致という、ご異論ございませんねという形になるのが一番いいのではないかと思いますけれども、やはり、必ず、少数意見というのは私、出るのではないかと思います。それがために、例えば常勤にすることによって、いろんなメリットが生じるとは思いますので、それがなくなってしまうというか、そういうふうにはできないというのは、ちょっとそれはどうかと思いますので、承認を得てぐらいにしておいて、その承認については会議体ですので、出席者の過半数ぐらいを、会の規則で書いておけば、それでいいのではないかと思います。一番、ちょっとどうかと思いましたのは、議を経てということだとすると、提案はしましたと。何か、議論があったかなかったかわからないけど、あるいは議論が伯仲しても、決を取らないで、いつの間にか、その後常勤になっていたみたいになってしまおうと、ちょっとどうかと思いました。それゆえ、常勤にすることについて、会員の承認が得られたということが議事録に残るような形でされるのが一番いいのではないかと思います。これ、私の考えですけど、皆さんいろいろあると思います。

○光石委員長

この議論で、前回、明和委員から、そもそも今度、会長はどのような責務があるのかということを確認にした方がいいのではないかという意見がありましたので、参考1にまとめました。規則等から拾うことができるものとして、これだけあります。これらの責任に対する対価はお支払いしてもいいのではないかと思いますので、常勤という案を出しています。やはり結構、大変な業務と思います。

先ほどのところで、承認を得て、同意を得てで、できる規定なので、会長になられる方が、自分は常勤の職にはならないと言われれば、もちろんそれはそれでよく、あえて、常勤にならなくてもよいわけです。総会にお諮りしてという場合に、同意と承認とは、規則的に、法律的にどのように違いますでしょうか。

○事務局

そうですね。基本的な違いは特にはないかと思いますけれども、最終的にはやはり議決になると思います。総会については、基本的には、多数決ということになるかなとは思いますが。もちろん実際の議決を、例えば投票したり、手を挙げるのか、あるいはその場で異議ありませんか、異議なしというような形で決めるのかというのは、その時の議論次第なのかなとは思いますが。承認としても、もちろん構わないとは思いますが。

○光石委員長

承認としても構わないでしょうか。議論が割れて、反対意見がたくさん出るようであれば、挙手などで決を取ればいいと思います。そうでもない時であれば、例えば、先ほどから出ています満場一致でよろしいのではないのでしょうか。意見が割れるような時には決を取るということで、過半数で決議するということだと思います。もちろん、満場一致といっても、

一部反対の人がいても満場一致です。承認を得てということで特に構わないでしょうか。

○磯委員

ここは明示的に過半数というのはどこかに入れておいた方がいいのではないのでしょうか。

○光石委員長

先ほどの三分の二が書いてなければ、すべての議決は過半数です。

○磯委員

了解です。

○光石委員長

この件は、よろしいでしょうか。

川嶋先生、ほかのところもあるのではないかと思います。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。私は、承認の方がいいのではないかと思います。というのは、同意というのは、よく個人から同意を得るとか、何かその同意の意思表示の主体というのがあって、もちろん総会も会議体で、主体といえば主体なのかも知らないですけども、法人的なものの主体の同意となると、代表者の同意になって、代表者は議長なので、ちょっと私はニュアンス的に承認の方がいいかと思いました。

それで、その次の、地方学術会議ですけれども、私が前回こだわったのは、学術会議の地方支部みたいな形で、恒常的な機関として設置すれば、先ほど会長がおっしゃられたような予算要求の時に、地方創生と絡めて、これから学術を地方に普及していく、あるいはその地方でも、日本の最先端の学術の動向を知ることができるというような、すごくいい広報になるのではないかと思います。それが日本学術会議の評価の向上にもつながるのではないかと思います。私はどちらかと言いますと、フォーラムとかシンポジウムで、アドホック的なものとして位置づけるよりは、やはり恒常的な機関として置くということ、それから、もちろんシンポジウム、フォーラムを、前年度あるいは前々年度に企画しておけば、予算要求はできるのかもわかりませんが、むしろ地方学術会議で働いてくださる人も、事務的な手当なんかも含めて、予算要求しやすいという意味では、私は恒常的な機関にした方がいいのではないかと思います。その機関の催し物と言いますか、活動の一端としてシンポジウム、フォーラム等を位置づけていくというのがいいのではないかなと思いました。以上でございます。

○光石委員長

まず、地区会議という文言は残ります。

○川嶋委員

残すのですね。いや、この法人化で、ガラガラポンじゃないですけども、全部いったん白紙に戻してということではないということですね。

○光石委員長

地区会議は残します。地方学術会議は、本部が主催して実施することもあれば、地区会議が主催して実施することもあるということで、地方で行われる学術講演会ですので、繰り返しますが、地区会議という文言は残し、地方学術会議という表現が紛らわしいので、地方においてなされるシンポジウム、あるいはフォーラムというような書き振りにしてはどうでしょうかというのがこの提案です。

先生から前回、支部という提案をいただきましたが、そのように名前が変わるとみんなが思われる可能性があり、そこまでの結論は前回には出せていなかったなので、元のままにしています。

○川嶋委員

いえ、それは全然かまいません。むしろ、その地区会議と地方学術会議を一体化してしまってもいいのではないかというのが、そこで言いたかった本旨でございます。

○光石委員長

地方学術会議は本部が実施することもあり得ますので、一体化するだけではあまり良くないです。

○三枝委員

ほとんど会長がおっしゃってくださった通りですけども、川嶋先生がおっしゃるように、予算を要求して強化するとすれば、地区会議はふさわしいと思います。地区会議は、10月以降の地区会議や地区会議ニュース等についても着々と本当に一生懸命、計画してくださっていますから。その名前を変えるのも、地区会議の方々から出てきた意見や、あるいは地区会議と何回か話し合った上で、名前を変えた方がいいですねというような話が出てきた場合はいいと思いますが、ある時、ガラッと名前を変えてしまいますと、今まで一生懸命、学術会議の地区会議のために支援してくださった各大学などの事務局の方の中にも、学術会議が組織替えする機会に支援を見直すという動きが出るような心配があるのではないかと。地区会議はしっかりと活動していただいているので、今後話し合って地区会議を強化する、そのためにも今少し分りにくいと言われている地方学術会議の方を、地区会議の活動の一部のように、取り込めるようにする、そういう考え方がいいかなと私は思いました。以上です。

○光石委員長

はい。したがって地区の方があらぬ心配をされないように、地区会議という名前を変えな

いとしてはどうでしょうかというのが今の案です。

○磯委員

地区会議の規程を出してもらえませんか。そうすると今の議論がわかりやすくなると思います。現在の地区会議の規程です。

○光石委員長

今度のものでいいでしょうか。新しいものでいいでしょうか。

○磯委員

新しいものです。これが地区会議の運営要綱です。第3条を見ていただくと、科学者の懇談会の開催、学術講演会等の開催、地区会議ニュース等の発行、そして地域社会の学術の振興に寄与することを目的とする事業とありますが、この事業のところに、地方のいろいろな方を交えたフォーラム等が入る気がします。

これからの議論ですが、第4条に7つの地域区分があって、例えば北海道だったら北海道大学の様な大きな大学が中心になって、会員や連携会員の方が活動いただいています、今、川嶋先生がおっしゃったことの中で、7つの区分の中の他の大学、他の都府県で、核となる先生がいれば、活動の資金を投入しながら、充実する形が、現実的ではないかと思います。その上で、第3条の(4)を今、事務局が説明したような新たな地方学術会議的な要素を入れていくということではないかと思います。

○光石委員長

区分を細分化すると、先生おっしゃいましたでしょうか。

○磯委員

細分化はなかなか難しいと思うので、例えば北海道の中でも、北海道大学以外の大学も、協働で活動する形としないと、それぞれの地域区分の中で、大きな大学に依頼していた傾向があるので、他の大学は少し入りにくくなるといった雰囲気があることを感じています。むしろ、積極的に手を挙げていただいて、様々な活動をするための支援を学術会議全で行ってゆくのも一つではないかと思いました。

○光石委員長

北海道ですと北大が多くなるかもしれません。しかし、例えば、はこだて未来大学もあります。

○磯委員

はい、そうですね。旭川医大なども一つの候補かもしれません。

○光石委員長

その他、三大学の連合があります。

○磯委員

北海道の他の地方でもありますね。

○堀幹事

帯広ですね。

○磯委員

はい。今まで中心になってきた大学以外もできるという、そういうサポート体制を作るというのが一つの手だと思います。

○光石委員長

そうですね。会員になると結構限定され、連携会員がどれくらいいらっしゃるかということもあると思います。

○磯委員

地区会議、地方の学術活動に対して、連携会員の方に積極的に関わっていただくというものもあるかもしれません。

○光石委員長

はい。33 ページの具体的な書き振りも見えていただければと思います。シンポジウム、フォーラム等で、日本学術会議は、シンポジウム、フォーラム等の開催やその他の方法により学術に係る者や地方公共団体、地域や各種団体の代表者等との間における連携の確保及び強化並びに学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ることとする。

○磯委員

今、地区会議の中に代表者を決めています、共同代表の様な形にすると、他の大学とも活動しやすくなるのではと思います。

○三枝委員

地区会議も、会員も連携会員も非常に多くて、しかも、以前の会員とのつながりがずっと続いているようなところは今も活発に続けてくださっているのですけれども、人数が減ってきている地区にとっては負担が大きい。また、地区会議といっても、学術会議の会員、連携会員だけでやっているのではなくて、学術講演会をホストする場合には、どうしてもそのホストとなる大学の事務局の方々、事務職員の方々に、開催前の準備から終了まで結構人的資源を提供してもらっており、場合によっては印刷物の費用なども負担していただいております。

大学の幹部などに説明して下さる会員、連携会員が十分いる場合はいいのですが、その人数も減ってきますと、なかなか大学の協力もいつまで得られるかわからないという状況にもなっているようにも思います。なので、行くとすれば、地区会議の様々な活動へ十分な資金を提供すると同時に、学術会議広報担当部署などから、オンライン会議のための外注費用を出すとか、印刷費用を出すとか、今までよりもかなり手厚く資金の支援もしていくことで、各地区の求心力を高める工夫は必要と思いました。

一方、地方学術会議の方は、最後の方は地方学術会議委員会と一緒に開催すると、旅費も出せるし、外注費用もだいぶ支援できますという形で、一緒にやらせてもらうこともあったのですが、そういう、二つの会議を並立でやるとなると、それなりに準備というか、手間も発生しますので、この際、地方学術会議というものを、組織としては地区会議の中に吸収させて、実態としての活動だけを残す。その方が私としては実態として事務手続きが減って、活動を充実させる方向になるのではないかと期待するところはあります。

○磯委員

三枝先生のご意見に私も賛成で、これまでは、大きな大学の事務局に、非常勤の方を雇ってくださーいといった依頼を出していますが、大学はその準備に手間がかかるということであれば、いわゆる学会を運営するような企業から派遣を出していく方法もあります。その際は、当然費用が発生しますが、そのための支援は重要ではないかと思います。

○三枝委員

確かにこのうち、学術会議で十分な資金と人的資源を確保できるようになれば、各地区に、東京の事務局と密接に、毎日連絡取っていただくような方を派遣するというのは、強化する上で大変いいアイデアかと思いました。以上です。

○磯委員

学会のイベント会社に頼んで人を派遣してもらうというのは、学協会がよくやっていることなので、そこは、資金との関係になります。

○川嶋委員

今、会長、それから三枝副会長、磯副会長のお話で、すごく良く分かりました。非常に腑に落ちました。結局、この地区会議というのを、ある意味で、充実させるというのか、その一助として、地方学術会議のシンポジウムとかフォーラムとかいうのを使って、比喩的に言えば、この地区会議というのが、支部というともたあれかもわかりませんが、地方における日本学術会議の拠点になるという位置づけで、お話をいただきました。私も、まさにそうあるべきだと思っておりましたので、全く今のお話に異存ございません。その時に、例えば、これは、先ほど名称というものが非常に大事であって、名称を急に変えるということ自体、非常に大きな問題を伴うというお話もございまして、それはその通りだと思います。ただ、その時に、例えば地区会議という名称が、日本学術会議の中では、普及した名称かも

わからないですけども、一般の人からすると、当然、上に日本学術会議地区会議というのが、冠されると思いますけれども、この際、例えば地区会議という名称の前に、日学地区会議とか、日本学術会議地区会議とかそういうふうに、これまさに日本学術会議の、地方で行っている積極的な、恒常的な活動の機関だということを、示せるような、そういう名称にするということだったら、そんなに抵抗はないのではないかと、お聞きしていて思いました。全く異存ございませんし、それを確認していけばいいのではないかと思います。

○光石委員長

日本学術会議地区会議と呼ぶことに問題ありますでしょうか。あまり問題ないように思われます。

○磯委員

実際、多くの地区会議では、例えば中部地区会議講演会とか、もうすでにそういう名称を用いています。川嶋先生がおっしゃったように、日本学術会議地区会議という名称でも私は問題ないのではないかと思います。あとは先ほどの地区会議の第3条のところの（4）のところの文言をもう少し、地域の住民を巻き込んだ活動をするというニュアンスを加えればよいのではないかと思います。

○光石委員長

先程の青色の33ページのところも、地方公共団体、地域や各種団体の代表者等を入れるというそういう雰囲気でしょうか。

○磯委員

はい。その様な文言です。

○光石委員長

はい。単に学者、会員や連携会員だけではなく、地方のそのような人を巻き込んで、しっかり実施するということかと思います。

○三枝委員

先ほど、磯先生がすでにおっしゃったかもしれませんが、地区会議の名前の使い方は大抵、「日本学術会議中部地区会議学術講演会」のように使います。地区会議の前に日本学術会議を付けると地区の名前を言いにくいかと思い、そのあたりを自由にさせていただいてもいいのではないかなと思いました。

○光石委員長

あまり日本学術会議とつけない方が、間に〇〇地区というのを入れにくくなるので、そのようにしないほうがいいということでしょうか。

○三枝委員

そうです。もしよろしかったら画面共有してもいいでしょうか。こういうふうに使っています。なのでこの地区会議の学術講演会ですけど、どこの地区ですかというと、中部で、親は日本学術会議。これが標準の使い方だと私としては思っております。

○光石委員長

皆さん、言わなくても日本学術会議を入れていただいているということです。川嶋先生、よろしいでしょうか。

○川嶋委員

はい。もちろん、それで結構です。こういうふうに一般的に使われているということでしたら、全然問題がないかと思います。一般の方にもよく理解していただいているのではないかと思います。ただもしも、これまた、賛成という前提ですけれども、規定の仕方としまして、会則に、例えば地区会議として、北海道地区会議、東北地区会議とか、中部地区会議を置くとかいうような、地区会議の名称をもうすでに規定化するということは、必要ないでしょうか。あるいは、規定化することによって予算が取れるとか、何かそういうメリットなんかがあれば、規定化するというのも考えられるかと思いましたがけれども、いかがでしょうか。

○光石委員長

はい。先程の地区が書かれています。

○川嶋委員

これは区分であって、地区会議自体の名称ではないと私は受け取ったのですけれども。

○光石委員長

逆に例えば、第4条に、次の地区会議を置くとして、北海道地区会議、東北地区会議、そして、括弧して県を書く。次の地区会議を置き、区分は次の通りとするというような書き方をしますか。北海道地区会議、東北地区会議、関東地区会議は関東地区会議でいいのでしょうか。このような案が出ましたが、いかがでしょうか。

今の書き振りがこのようになっていると思います。事務局、どうでしょうか。

○事務局

そうですね。今のこの新しい方の会則の原案が32ページにありまして、地区会議は、役員会が別に定める地域ごとに区分を設けることとし、各区分における構成員による運営及び活動を基本とするということで、これを受けて、新しい地区会議の運営要綱でも、区分という形で七つ記載しているということかと思えます。例えばこの区分に合わせて、区分及び名

称を次のとおりとするというような形で、北海道地区は北海道です、東北地区はこの6県です、みたいな地区という名称を、例えばこの横の方に記載することはできるかなとは思いますが。

○光石委員長

その場合には、北海道地区会議とは書かないのでしょうか。

○事務局

そうですね。あくまでも第4条で書いているのは区分ですので、この区分で置かれるその地区会議の名称は北海道地区会議です、みたいな形で、その名称も合わせて規定することは、若干二重になりますけど、できなくはないかなと思います。

○光石委員長

はい。川嶋先生のご意見は、もう名称を決めておいてはどうでしょうかということと思います。

○川嶋委員

そうですね。名称を決めることによって、やはりそこが、ある意味で、独立した地方の単位であると。地方の自治的な、学術の振興を図る単位であるということが明確化するということと、それから、そこにどういう地域が属するのかなというのは、会員とか連携会員の、選考の時にもおそらく関わる問題かと思いますが、それはまた別としまして、例えば関東地区会議には、以下の諸県が含まれるとか、諸県の地区が含まれるとか、あるいは以下の地区に属する研究者が含まれるとか、書けるのではないかなと思いました。

○三枝委員

関東地区会議は、実質、この地区会議ニュースとか、学術講演会をやっていないと思います。

○光石委員長

活動をしていません。

○三枝委員

どうしますかね。

○光石委員長

関東地方はしなくてもいいのではないかなと思いますが、活動をしないといけなくなりますでしょうか。

○磯委員

三枝先生にお伺いしたいのですが、なぜ関東では行ってないのですか。地方ではないからですか。

○三枝委員

はい。地方でないと関東の人が思っているか…。茨城は地方だと思っていますけど。

○磯委員

たまたま、主幹となる先生が、代々行っていないので、これまでを踏襲してという気持ちがあるのかもしれませんが。この際、第3条の（3）に書いてあるので、地区会議ニュース等の発行を行っていないのは、なんとなく不揃いな気がします。

○光石委員長

実施してもいいですが、みんな忙しい、また、人数が多いこともあり、これまで開催してないと思います。開催しなくてもよいのではないのでしょうか。

○磯委員

やはり、しっかりと予算付けをしてサポートするということであれば、手を挙げる先生もいると思います。先ほど話したように、共同代表という形で何人か一緒になって、それぞれの地区を盛り上げるという形にならないと、なかなか活動が活発化しないような気がします。それにはやはり資金や人的支援が非常に重要と思います。

○光石委員長

はい。謝金なども積算していただくのもよいと思います。関東地方ですと、リードできる大学はたくさんあると思います。そこは少し保留にしておいてもいいのではないのでしょうか。

○三枝委員

学術会議における地方創生の主な目的は、東京一極集中の弊害を防ぐ。これがこれからますます大きくなるので、一極集中しているところと、その周りの県については、予算と人手があれば他の地区に回しましょうということで、私は良いと思いますが、どうでしょうか。

○日比谷副委員長

今の三枝副会長のご意見は大筋その通りですけど、これ、関東に新潟も入っていますよね。関東でも甲信越というと、中部に長野やなんかも入っていますから。ここに新潟が入っているのはなぜですか、というのがちょっと改めて私の素朴な疑問です。

○光石委員長

三重県は近畿なのか、どちらなのか。しかし、名古屋に近いと思います。

○日比谷副委員長

三重は近畿だとそういう問題が起こりますけど、中部で愛知と一緒にだったら、そうかなという感じがするので、いや、私が言いたいことは、なので、新潟で地区会議があってもいいと思います。そうすると、関東はもうやりませんって、そこまで宣言してしまってもいいのかなという気がしました。

○光石委員長

関東甲信越と言う時にどこが入りますか。長野は。

○日比谷副委員長

はい。甲信越って言ったら入りますよね。

○川嶋委員

そうですね。山梨と長野が入りますね。新潟も。

○日比谷副委員長

あと川嶋先生に伺いたいのは、一極集中を避けるという意味では、もちろん東京はその通りですけど、近畿もいろいろな大きい大学が多いと思うのですが、近畿の区分では活発なのでしょうか。

○川嶋委員

はい、ありがとうございます。近畿は、大体京都大学が中心に活発に行われております。シンポジウムは最低1回はされていると思います。活発に行われていると私は思います。

○日比谷副委員長

そうすると、関東も東京ではないところとか、神奈川、千葉、埼玉でも東京通勤圏ではないような大学でやるのは、人的資源とかの問題もあるかもしれませんが、やってもいいのかなという気がします。

○光石委員長

北関東とか。

○磯委員

茨城、栃木、群馬、千葉は、東京とは離れていますので、そういったところも。

○光石委員長

千葉も場所によります。

○磯委員

千葉は確かにそうですね。

○日比谷副委員長

あと山梨も、東京に近いところは近いですけど。そうでもないところもある。甲府とかでやるのは悪くないと思います。

○磯委員

新潟は、離れていますね。東北に近いのかな。

○沖委員

おっしゃる意味はわかるのですが、北関東、いや、つまり地区会議は何をするかですけれども、日本学術会議にもっと身近に接してもらおうということからすると、例えば群馬や栃木や茨城でイベントする。茨城も筑波ではなくて、もっと北の方でイベントするというところに、やはり一定の意味があると思うので、関東をなくすというのは若干どうかなという気が僕はいたします。あと、その地域分けを言い出すと、皆さん同じ県の中でも帰属意識が違うので、山梨も専門で言っちゃいますけど、富士川流域はやっぱり山梨帰属ですけど、多摩川流域は東京を向いているので、そこも非常に線引きは難しいかなと思います。

○光石委員長

はい。何県がどこに入るのか、ここで議論をしているときりがありません。現在の分け方はそれなりに妥当とも思います。新潟県の人に関東と言って怒らないかどうかは少し気にはなります。現在、この分け方はそれほど問題になっていないです。関東では慣例的に実施していませんが、別にそれを続けなくてもいいのではないかと思います。関東を排除する必要もないかもしれません。今まで慣例的に、マンパワーのこともあり実施していないというだけかもしれません。

本題に戻りますと、地区会議の名称はそのままにして、地方学術会議という名称は、少々ソフトな形で、規則の中には入れないという形をとってはどうか。よろしいでしょうか。地区会議は繰り返しになりますが、しっかりと残して、そこは充実するという事です。どうもありがとうございます。

次のご相談は十五章の、会則の改正は今、総会の出席会員の三分の二となっていますので、これを踏襲するという事でいいでしょうか。これまであまり議論していませんので、ご意見をお伺いしたいと思います。

出席会員の二分の一が通常の議決の方法ですが、この会則については、三分の二としてはどうかということです。ただ一方で、廃止して新しく作るとなると、二分の一でよ

くなります。実質的には、会は二分の一の出席者がいれば開催することができ、その二分の一ですので四分の一になりますが、三分の二にすると実際には、三分の一となります。さらに、会則を変えるのを難しくしようとすると、出席会員の三分の二ではなくて、会員の三分の二という方法もないことはないです。会員の二分の一という方法もないことはないです。例えば、憲法の改正は、三分の二でしょうか、かなり厳しい条件と思います。今画面共有されている右側で、出席会員の三分の二というのが、これまでの会則です。それに従うということによろしいでしょうか。もし何かご意見あればお願いします。

○川嶋委員

私は、この改正の要件でいいのではないかなと思います。ただ、若干気になるのは、この会則というのは10月1日の総会で議決されるというか、承認されて発効するということになりますよね。そうするとその時は二分の一以上の過半数で議決されるということになります。私は、もしも可能ならば、ということですが、この会則の最初の承認も出席会員の三分の二以上の賛成ということで、平仄を合わせた方がいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。三分の二で大丈夫だと、私は思うのですが、これ否決されたら、その後また会則なしの状態で頑張っていたということになるかなとは思いますが。ただし、もちろん修正も可能ですので、大丈夫かなと思います。

あと、現在の会則ですが、この会則の中に現在の会則を廃止するみたいな規定が置かれないと廃止されないという形になるのでしょうか。ちょっとその、現在の会則とこの会則との関係について、事務局の方で、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○光石委員長

事務局いかがでしょうか。附則に書くという方法もあるかもしれません。

○事務局

そうですね。まず現行の会則は、現在の日本学術会議において決定したものですので、新しい学術会議においては、そもそも効力を持たないことになりますので、新たに日本学術会議会則として新しい体制で決定いただく必要がございます。

この新会則の制定を、仮に三分の二の議決に係らしめるためには、それをそうしますということを経済学術会議において決めていただかなければいけないのかなと思います。例えば、この日本学術会議会則案の議決に先立って、その日本学術会議会則案の議決の特例の規則なり、決議なりを行っていただいて、そこで、この会則案については、制定については三分の二の議決が必要だということを決めていただいて、その上でこの会則案の議決に入れば、制定についても三分の二に係らしめることはできるかなとは思いますが。

○川嶋委員

もしも今おっしゃられたようなことだとすると、総会の議決というのも、この会則によって正当化されるということになると、その総会の議決自体もこうしていいのかどうかという

ことを決めないと、まず、総会が開けないとかいうことはないでしょうか。

○事務局

まず総会の議決の原則については、新しい法律で決まっております。総会の議決は、会員の二分の一以上が出席して、出席した当該会員の過半数をもって決する、この規定がありますので、特段何か決めない限りは、この規定に基づいて、過半数で決定されるということになります。会則案についても同じということになります。

○川嶋委員

そうすると、例えば総会が公開であるということはここに書かれると思うのですが、法律にも総会が公開だということが書いてあるのでしょうか。そうでないと総会の最初にこの会則を決めないと公開にできないとか。公開か不公開かわからないというような状態になっているような気もするのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○事務局

法律上規定はないのですが、法人化する前に、会長の職務を代行する職務代行者を決めることになっていまして、その方が設立時総会の議事に必要な事項を定めることになっております。そのため、その職務代行者が定める成立時総会の運営に関し、必要な事項の中で公開についても規定することになると思います。

○川嶋委員

なるほど。わかりました。ありがとうございます。じゃあ一応、根拠なく何かを決めるということはないのですね。最初に、この会則を承認するときに、三分の二の特別多数決にするということだとすると、総会の決議が法律では二分の一で、総会で決められるという形になっているので、それに加重の要件を付けるときには、その要件について総会で承認をされないといけないという、そういうお話だったんですね。

そうすると、会則の承認を三分の二にするということも、総会の議決で、それは過半数でいいでしょうけれども、三分の二にするということを決めたらできないことはないということですね。それは会則に書くのではなくて、「会則の承認決議に関する可決要件に関する規程（あるいは規則）」なようなものを、その総会でお諮りをすれば、三分の二にすることもできないことはないということでしょうね（あるいは、会長の職務を代行する職務代行者が、そのことを決めることも可能かと思います）。

○光石委員長

そうですね。

○川嶋委員

それはしなくていいのではないかということですね。

○光石委員長

どうでしょうか。

○川嶋委員

私は、最初はちょっと面倒な話かも知れませんが、規定の正統性というものをしっかり担保するためには特別多数決で会則を承認するのがいいのではないかと思います。おそらく 10 月 1 日ですから、多くの方が出席される。8 割、9 割の方は来られると思いますので、その方々の三分の二があったということで、みんなで守っていこうというような意識にもなるとは思います。いかがでしょうか。もちろん、皆さんのお考えに私は従います。

ともかく、制定と改正が違うというのが、ちょっと違和感があるということです。さっき光石先生は、憲法の話がされましたけど、すごく面白い話ですが、現在の日本国憲法は、大日本帝国憲法の改正条項で制定されている。不思議な話です。本来、ポツダム宣言で大日本帝国憲法は無効になったはずですが、形式は大日本帝国憲法の改正規定で、日本国憲法という名称も含めて、帝国憲法を改正した憲法で今、私たちは生きている。それで一応、手続的な正統性を保っているような状況がありますので、やはり制定の時にもある程度厳格な、特別多数というか、三分の二という特別多数決で決めた方がいいような気がします。

また、憲章のこともその点で、私は気になっておりまして、同じようなことでやるのがいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。ただ皆さんのご意見に従いますので、一応、提案だけさせていただきます。

○光石委員長

改正と同じ条件にした方がいいのではないかという提案です。総議員の三分の二ではなくて、出席議員でよろしいでしょうか。

○川嶋委員

出席議員です。確か憲法は総議員だったと思います。総議員の三分の二。

○光石委員長

憲法は衆参両議院のそれぞれで、総議員の三分の二以上の賛成によって可決されると、国会が憲法改正を発議しますとなっています。

他にいかがでしょうか。

○磯委員

基本的な質問ですが、法人化する 10 月 1 日に今議論されている会則が改正となるのでしょうか。

○光石委員長

先程の話ですと、自動的に前の会則、今の会則は廃止になるようですので、改正ではないということです。

○磯委員

10月1日以降に、このことが有効になるということでしょうか。確認です。

○川嶋委員

すみません、今の話ですと、結局、この会則は10月1日に新たに制定をするということになるということですね。その制定をするときは、法律の規定によると、二分の一で可決できるようになっているということです。ただし、会則という非常に重たい存在ですので、改正の時に三分の二という特別多数決が要求されているのですね。そうだとしますと、制定の時にもやはりその特別多数で認めた方が、重みがあるのではないかと思います。できれば満場一致がいいでしょうけれども、それで、最初からもう特別多数決でお願いをしたらどうかというのが提案です。

それでおまけでしょうもないこと申し上げましたけれども、憲章についても、この三分の二で承認していただくのがいいのではないかと考えております。出席会員の三分の二ということです。総会員ではなくて、出席会員の三分の二ということでございますが、それは重要なおまけみたいなお話です。ありがとうございます。

○光石委員長

重みはもちろんそうですが、説明としては、改正が出席会員の三分の二ですので、制定も出席会員の三分の二としてはどうでしょうかということで、対称性を考慮してはどうかということと思います。

○磯委員

そうしますと、ここの括弧の最初のところの一行目の会則の制定および改正という意味ですか。

○光石委員長

いえ、制定は、この会則が制定されるときに審議されないといけないので、ここに書いても意味がないです。

○川嶋委員

もう一つ前に、その決議をしないといけないという。

○磯委員

なるほど、わかりました。

○光石委員長

廃止も三分の二にしておく方がいいかもしれません。廃止は今、二分の一でできます。そこはどうでしょうか。

○川嶋委員

一つの考え方としては、改正の最たるものが廃止だということを考えますと、この改正に含まれると考えることもできますけど、改廃という言葉がありますので、改正と廃止というのが一体になると考えると、この会則の改正及び廃止という、そう書く方が丁寧かとは思いますが、ただ、廃止というのが意味がよくわからない面はあります。意味がわからないというのは、廃止すればその会はいかなる内部規範で動くのかということになりかねませんので、廃止は書かなくていいような気もいたしますが、いかがでしょうか。

○光石委員長

ではまず、この改正については出席会員の三分の二ということで、この委員会としてはよろしいでしょうか。10月1日の代行者が議題を作らないといけません。その中に制定について出席会員の三分の二とするということだと思います。大丈夫でしょうか。

大きい議論すべき点は以上でいいでしょうか。事務局の方からここは議論しておいてほしいという点は他にありますか。まず、一章から五章までと十五章。六章から十四章は先ほど説明いただいたことになりますでしょうか。

○事務局

会長の常勤と地方の関係についてご説明し、かつご議論いただいたものと認識をいたしております。

○光石委員長

六章から十四章も説明いただいたということです。若手アカデミーの議論がありますでしょうか。

○事務局

若手アカデミーの年齢の話でございましょうか。それは、この会則ではなくて、この後出てくる運営要綱の方で、またご議論いただくものかと思います。

○光石委員長

そちらで議論することになるのですね。

○沖委員

すいません。第二章で質問があるのですが、いいですか。

第二章に小分科会ってあるのですが、そういう組織はあるのでしょうか。

○事務局

現行で科学者委員会と国際委員会の下に、そういう組織があるということでございます。

○沖委員

わかりました。知りませんでした。連合部会というものもあるんですね。

○光石委員長

連合部会は、例えば、第一部と第二部、第二部と第三部が連合して部会をつくれば、連合部会になります。

○沖委員

いや、でもそれは会議体なのか。さっきの話で、組織としての会議体なのか、会議を一緒にやるだけなのということがよくわかりません。

○光石委員長

組織としてもいいということだと思います。事務局、どうでしょうか。

○事務局

はい、事務局でございます。連合部会、確かにおっしゃるような論点もあるのですが、例えば公開の規定とか、そういったものを連合部会に適用させるためには、会議体のところで定義する方が分かりやすく、規定上も煩雑にならないということで規定をしております。

○沖委員

連合部会とはっていう文言も入っているのですか。

○事務局

連合部会については、個別に一応規定がございます。

○沖委員

よくわかりました。はい、結構です。失礼しました。

○川嶋委員

すみません。ここに書いてないことですが、この新法人の事務局長は、どういう形で選任、（ここに書く必要はないと思いますが、）されるのでしょうかということと、事務職員の方の採用とか、それはまた別で、会員等の関係とは別かもわかりませんが

も、事務職員の方の採用とかいうのは、どういうふうにされることになるのでしょうかということを教えて頂ければと思います。なぜこんなことを質問したかと言いますと、結局大学でもそうですし、皆さんもそういうご経験はされていると思いますけれども、結局、研究にしても教育にしても事務局のサポートなくては、絶対に立ち行かないという状況です。結局その事務のトップの方が、どういう形で来てくださるかというのは、おそらく、会員、連携会員、この組織にとっては非常に重要な問題ではないかと思いましたが、お聞きいたしました。

○光石委員長

これは事務局に答えていただく方がいいでしょうか。

○事務局

事務局については、この会則の第十四章に、事務局を置いて、事務局長、その他の所要の職員を置くこと、その役割などについても、規定をすることを予定いたしております。それ以外、特に何か、今、それ以上のレベルで何か決めているわけではないです。

これまではもちろん、内閣総理大臣が任命する国家公務員であったわけですが、そこはもう業務運営の範囲内、組織運営の話ですので、基本的には会長の総理のもとに行われるものかなと思います。具体的にどういう方がなるのか、つまり、これまでのように、国から職員が来るのか、あるいは独自で採用されるのかというのは、まさに、いろんな状況なども踏まえつつ、学術会議において決定していくことなのかなと思います。

○光石委員長

事務局長は、日本学術会議の会員の側が決めるということは今まではないですが、そういうことも法人化するとあり得るということでしょうか。

○事務局

規定上、例えば国が、この人が事務局長なので、絶対事務局長にしないと強制的に強制する権限があるわけではないので、最終的には学術会議側の判断で決めていただくことなのかなと思いますけれども、実態としては、おそらく、いきなり独自採用というのはなかなか難しいかと思うので、現行の事務局長含めて職員、つまり国からの出向者が基本的には、最初は横滑りといいますか、そのまま新しい法人の事務局職員として、引き続き会員の方をお支えするということになるのかなと思います。

○光石委員長

独自採用は、別個に作るのでしょうか。

○事務局

そこは今後の課題として、もちろん予算の範囲内ということになりますけれども、独自

に学術会議として、いろんな職員を採用していくということは、もちろんあるということでございます。

○沖委員

先ほどの参考資料によると、人事に係る任命権者は会長なんですね。

○光石委員長

そうです。今も重いですが、今度はさらに重くなると思います。

○沖委員

これ見ると、プロポストみたいな話ではないですけど、内政をやる責任者みたいなのを事務局長が全部委任するのか。そうでなければ、やっぱりそれ用の副会長がいらした方が、つまり、そのサポートのポジションの方がいないと、いろいろ考える余裕がなくなるのではないかと、見ていて思います。

○光石委員長

今でも、外国の場合ですが、学長、理事長は外部資金を稼ぐのが主な業務の一つで、内政や教育を行うのはプロポストという感じでしょうか。

○沖委員

いや、ただ、川嶋先生の質問を私なりに解釈すると、10月1日の事務局長は誰が任命したんだろうということになるのではないかとということですよね、多分。

○川嶋委員

そういうことですね。はい。

○沖委員

会長がまだ決まっていないのに。

○光石委員長

任命は、会長がするのではないのでしょうか。

○沖委員

だけど会長が決まるのは10月1日にその事務局長が司会をする投票で決まる、総会で決まるので。

○光石委員長

司会は代行者が行います。

○沖委員

なるほど。

○光石委員長

当面はおそらく、そのままで。そこについて私は何も伺っておりません。

○川嶋委員

私が心配したのは、結局今、私たち会則を一生懸命作っていて、その会則というのは、日本学術会議のこれまでの活動をいかに向上、発展させていくのかということです。従来から存在する役職、あるいは会員、連携会員なんかの役割を一生懸命考えているということですが、おそらく法人化すれば、私は、より一層、事務局長をはじめ、事務職員の方との連携と、その方々の協力というのがなければ、おそらく組織としてはかなり厳しいのではないかと思います。先ほど会長は会員と国民・社会とのコミュニケーションと書いていましたけれども、連携会員も含めて、事務局の方々とのコミュニケーションを密にさせていただいて、とにかく円滑に、日本学術会議という組織が、もう一体となって、日本の学術の向上に努めていけるという体制を作る必要があると思います。役員に事務局長が入ってないとか説明者としては入るとかいうのも、私にはちょっと違和感があります。役員は法律で決まっているからというので、仕方ないかもわかりませんが、大学なんかでも、結局、事務局長が理事になったり、副学長になったりしている、多分そういうのが現状だと思いますので、ここも、もう少し事務のトップの方の権限なんかも、強めていいのではないかと思います。そうすることによって、役員会が一体となって、学術の発展を下支えする人たちとともに、何か活動していけるような感じがしました。だから、その任命というのは、非常に重要で、実は重い行為ではないかと思いましたし、責任も重大かと思いましたので、確認をさせていただきました。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。

まず会長の資質としては組織マネジメントと思います。

○川嶋委員

そうですね。はい。了解です。

○光石委員長

役員会等における発言の箇所については、今はそのような話にはなっていません。認めるかどうかという表現ぶりかもしれませんが、もう一度見直しましょう。先生が先程言われたように、大学ですと副理事、理事などそれ相応の役職と思います。ただ、特別補佐も会員から選ぶということになっていますので、今の案ですと特別補佐でもないと思います。

そこはどうか、もう少し権限を強めてもいいのではないかというご意見とありますので、少し見直したいと思います。

他に会則関係で何かありますか。この後さらに、細則について今日議論しますか。

○事務局

この後、役員会決定の案と、運営に関する規程類と、二つ大きな議題がございます。

○光石委員長

はい。そちらに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ひとまず議題2は終わりにし、議題3の役員会決定案に入りたいと思います。これについて、まず、事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料3、役員会決定の案について、今回ご議論いただくものは、修正するものを含めて五つございます。その現物につきましては、参考資料2としてお付けいたしております。順次ご説明をさせていただきます。

資料の(別紙)、「意思の表出の手続に関する規程案」ということで63ページをご覧くださいければと思います。「意思の表出等の作成手続について」というのは、現行の幹事会の決定でございまして、それをベースにして、その他の意思の表出に関する文書を可能な限り統合・整理しました。統合・整理した関係文書ということで、四つほどございますけれども、規程になるようなものは入れているということでございます。これに、法人化準備委員会のご意見も反映しまして、取りまとめたものが、参考資料2の規程案というものでございます。

大部になりますので、まず簡単に変更点について説明したいと思います。

まずは、対応委員会、部・委員会における業務の精選ということで、これも法人化準備委員会の中でも意見ございましたけれども、特に負担が重たいものということで、例えば委員会の査読のあとに承認行為があるとか、あるいは査読結果報告書を書かなければいけないとかで、結構時間がかかっているということで、このあたりについての業務の精選というご意見もございました。あるいは、対応委員会の中の業務の中でも、精選できるものがあるかもしれないということで、資料に・が三つございますけれども、一つは、検討課題と骨子の申出手続きの統合ということで、提言に関しまして、最初に検討課題を出してもらって、その後、対応委員会から助言をして、さらにはその骨子案を出してもらって、さらに助言をするということで、手続きが2回ありましたけれども、これを一本化するという形をとっております。

二番目の・ですけれども、対応委員会における過去10年間の関連する意思の表出調査の書面の廃止ということで、これは対応委員会の方で、出された申出の内容に関する過去10年間の意思の表出を調べて、作成委員会の方にお渡しをしているのですが、実際は作成委員会の方で当然10年間どころか、数十年にわたって過去の意思の表出のことは調べていますので、少し重複しているという感もあります。当然、対応委員会は助言をしなければいけま

せんので、その書面は廃止をするのですが、その申出書の中に過去の意思の表出の調査が足りない場合には、助言書に直接記載をするという形で対応したいと考えております。

三番目の・は先ほど申しましたけれど、委員会の査読、あるいは部の査読が終わった後に、それぞれ承認手続があるのですが、この承認手続というのが、実質査読が終わった後に、もう一度その委員会のメンバー、あるいはその部のメンバーがその査読の内容を見て、實際上査読をしなければいけないという状況になっていますので、この承認の手続については、今回廃止します。

さらには、この次のところであります、査読の一元化をすることによりまして、その後の2回の査読が1回の査読になりますので、その後にある査読が、前に何の内容の査読をやったかという報告書がなくてもいいということで、査読結果報告書を廃止するというございます。

二番目の大きな○ですけれども、先ほど申し上げた査読の一元化ということで、下のところに参考の図を見ていただきますと、提言と見解と報告という種類がございますけれども、提言につきましては、一番左端ですけれど、分野別委員会が一回査読をして、その後、対応委員会が査読をする。そしてその後、役員会で承認するという流れになっていますが、この2回の査読を1回でやるということで、分野別委員会と対応委員会で合同査読をする。その場合に、それぞれ査読の観点が違うので、エディターというものをそこに置くということです。同じように見解に関しても、分野別委員会と部でもこの査読をしているのですが、これを1回の合同査読にしてエディターを配置するというございます。

その他、COIの原則記載ということを書きましたけれども、これもご議論ございまして、開示すべき利益相反という形で、これも様式の中で、利益相反の関係があるのであれば、その内容について記載していただくというような形のものを、今回書いているところのございます。

最後の○ですけれども、事後的な評価の強化ということで、これも、いろいろ議論ございましたけれども、今、インパクトレポートは三年経った時にインパクトレポートを出すとなっています。これを五年から十年の目安とするインパクトレポートも作成すべきではないかというご意見ございましたので、これも努力義務という形で規定をしています。さらには、今、対応委員会がそのレポートをもらったままになっていますけれども、それをレビューして、さらには作成の分科会の方にフィードバックをしていくということを創設するというございます。

次のページを開いていただいて、64ページです。全体で第1条から第33条までございます。総則があって、手続ということで、手続の内容は第2章ですけれど、第1節が提案、申出、第2節が作成、第3節が査読、第4節が承認、第5節が公表、第6節が事後的な評価という形で、これも今の規程と同じ並びで並べているところでもあります。最後雑則という形にしていますけど、右側に新規、既存という形で、四角い囲みがあると思いますが、先ほど私が申し上げたような内容については、新規という形で、規定をしています。それ以外のものについては既存という形で整理をしています。具体の規定については、参考資料2の方にありますので、ご覧いただければと思います。

次に、「外部へ公表する「記録」文書の取扱いに関する規程」ということで、これも今、現行のものがあるのですけれども、これを条文形式に変更するというで、新たに規定をしております。

それと、若手アカデミーの件ですけれども、参考資料 29、30 ページをご覧くださいと思います。これは、前回、若手アカデミーの年齢要件のところ、ご議論あったと思いますが、準備委員会の方では、50 歳未満という形で出していたのですが、若手アカデミーの方から、やはりそのヤングアカデミーとの関係とか踏まえると、45 歳未満を維持してほしいということで、一応 45 歳未満という形で、一度そのご意見をいただいたものに再修正しています。括弧書きで、ただし、準備委員会の中で、臨床の医学とか、なかなか分野の中によつては 45 歳までの方を採れない場合があるということで、ただし書きを規定しています。「ただし、次項に規定する構成を満たすために特段の必要がある場合にあっては 50 歳未満」ということで、次項のところとは 3 項のところですが、3 項のところは今の現行規定と基本同じですが、若手アカデミーの会員の構成が偏らないようにということで、特に学問分野が偏らないようにと書いていますので、それを踏まえて、もし偏っている場合については、50 歳までは大丈夫ですという規定をしました。これについてさらに、若手アカデミーの会員にこれをお見せしたところ、ちょっと議論がございました。ここについては、三枝先生からお願いをできればと思いますが、よろしいでしょうか。

○三枝委員

はい、わかりました。追加でいただいた意見のうち、やはりここで議論した方がいいかと思いましたが、4 項のところ、45 歳に達する日以降の最初の 9 月 30 日を経過した時に若手アカデミーへの所属を終えるということについて、一つ意見が追加がありました。これは何かと言いますと、特例として、45 から 50 歳まで必要であれば、メンバーを入れることができると言っているのですけれども、45 歳の 9 月 30 日を過ぎた人、45 歳になった人は、その期が終わるところまで続けることができず、自分の誕生日を迎えた、その後の 9 月 30 日でやめなければならないことになります。ここについては、現行の若手アカデミーの規則ですと、45 歳に達した場合には、その期をもって若手アカデミーへの所属を終えるものとするとしてあるものですから、もともと少ない 45 歳以下の人たちが、期の途中で辞めなくてもいいように、満 45 歳に達した場合には、その期をもって若手アカデミーへの所属を終えるということにして、その期の最後まで全うできるというようにしてくれないかという追加の意見がありましたので、そこは考慮した方がいいかと思いました。

あと、若手アカデミーから他にも追加の意見がありましたけれども、それらについては運用のところで、なんとかカバーできるのではないかと考えております。例えば、第 2 項のところで、役員会が何々と認められる者を選考し、決定する。このあたりは以前にはここまで具体的には書いておらず、幹事会が選考し決定する、程度でした。第 1 条に定める目的を若手アカデミーの活動を通じて達成しようと認められる者を選考しといったように、具体的に書かれているのを、役員会の意向が強くなってしまわないかと懸念しているようでした。しかしこれは、今は幹事会が、若手アカデミーのメンバーを審議して認めていること

なので、ここは現状と変わらないので心配の必要はないと。そういった点がありますけれども、私としては、この事務局案でもよいと思っております。ただ、繰り返しになりますが、4項のところは修正する方が実態に合って良いのではないかなと思っております。以上です。

○事務局

続きまして、62 ページにまた戻っていただきまして、日本学術会議の運営に関する内規でございます。こちらは一度ご覧いただいたものの修正案でございます。大きな修正が三つでございます。

一つ目が、役員会の規定でございます。現行は当然、幹事会の規定ということになりますけれども、こちらについては別の規則で規定することも含めて検討していましたが、こちらの内規の方に記載するという事で、改めて記載をいたしました。その内容については現行の幹事会の規定と一緒にということで、議案の提出権者等について定めるものでございます。

続きまして、メール審議の規定の追加でございます。このメール審議につきましては、現行はメール審議の実施についてという、別個の幹事会決定において、規定が置かれていたものでございますけれども、これをこの運営に関する内規の中に盛り込んでどうかというものでございます。その中身、修正点でございますけれども、こちらに書いてあります通り、これまで、意見交換に1週間、メール議決に3日間を原則とするということになっていたところですが、今回それを短縮いたしまして、総会については、意見交換等に5日間、議決に3日間、それ以外の会議体については、意見交換に3日間、議決に2日間としてはどうかというのが、今回の修正ということでございます。

それから、3つ目の修正ですけれども、日本学術会議の組織あるいは役職等の英訳をここで別表でまとめて記載をしております。具体的には、参考資料2の37ページ以下をご覧いただければと思います。ネイティブチェックをいただきまして、このような形で、それぞれの英訳案をまとめさせていただいております。こちらが運営に関する内規でございます。

最後に、地方における学術の振興のための取組についてということでございます。こちらは前回、地方学術会議開催要綱ということで、ご覧いただいたものでございますけれども、今回、規則の方で地方学術会議、あるいは集会といったような固定的な名称ではなくて、地方における学術振興の取組として、幅広く対応することになりましたので、名称も、日本学術会議が実施する地方における学術の振興のための取組についてというふうに修正させていただきました。内容については、基本的には変更はございません。ご説明以上でございます。

○光石委員長

はい。いくつかありますので、順番に議論したいと思います。まず、査読のところについてはいかがでしょうか。

○磯委員

先ほど事務局から説明があったのですが、COI について原則というのは、違和感があります。原則とは例外があるという意味ですが、学術的なメッセージは必ず COI を記載すべきです。

○光石委員長

はい。必ずという記載の方が私もいいと思います。何か原則とする理由があるのでしょうか。COI はあってもいいです。適切にコントロールできているかどうかが問題です。

○事務局

すいません、事務局ですけれども、この先ほどの原則と書いているペーパーは、これは要旨としてのペーパーですので、実態は参考資料 2 の方の条文の方にどう書いているかという話ですけれども、条文の方では、「利益誘導と誤解されることのないような配慮、かつ意思の表出に關しての開示すべき利益相反の記載」と書いてあって、これを書かなければいけないと書いています。ですので、その要旨で説明した原則という記載がない方が誤解というか、混乱しなくなるので、原則という記載は削除という形にしていただければと思います。

○光石委員長

ということによろしいでしょうか。

○磯委員

はい、結構です。

○光石委員長

他にはいかがでしょうか。

念のため確認ですが、勧告は法律に確か書いてあると思いますが、答申も書いてありますでしょうか。

○事務局

はい。法律の第 38 条は答申で 39 条は勧告だったと思います。

○光石委員長

勧告にばかり目が行っていました。他にはいかがですか。

大部ですので、見ていただいて、何かお気づきの点があればお願いします。記録のところはいいでしょうか。

若手アカデミーの年齢要件の箇所について、これはいかがでしょうか。少し矛盾しているようにも思えます。若いほうがいいと言いつつ、年を取っても続けたいと言っているようにも思えないでもないです。

○沖委員

すいません。若手アカデミーに聞いたというのは、若手アカデミー数十人いると思いますが、数十人の議論の結果なのでしょうか。

○三枝委員

はい。意見を直接聞いたのは、6月22日、若手アカデミーのシンポジウムが開催された日の後で、小野代表ほか、若手アカデミーの現在の役員から意見を聞きました。その同じ日の午前中に若手アカデミーの会議があり、総会等で50歳未満とするという案が、話し合われていることに対し、若手アカデミーのその時に集まった委員会のメンバーが採決をとりまして、45歳未満を支持するという意思を表出しています。

○沖委員

わかりました。なんでそんなこだわるかなって感じがしますが。ありがとうございます。

○尾崎委員

第二部、特に臨床医学系をはじめとする医学・医療分野の委員、とりわけ女性委員からは、出産や育児などのライフイベントを考慮すると、40代前半までという年齢要件は厳しいとの意見が出ています。実際、私が確認した限りでは、若手アカデミーの会員には臨床医学系の方が一人もいないのではないかと思います。

これが現状ですが、私自身、第二部の臨床医学系の会員から聞いた範囲では、年齢要件を一律に50歳未満まで引き上げるという趣旨ではなく、臨床医学系に限って例外的に年齢の上限を延長してほしいという要望だと理解しています。文面からはやや趣旨が読み取りにくいものの、そのような意味であると解釈すればよいのではないかと考えております。

また、仮に年齢要件を50歳未満まで引き上げたとしても、臨床医学系の方が実際に若手アカデミーへ入るようになるかどうかについては、今後の動向を注視する必要があります。まずは一定期間実施したうえで、その効果や傾向を見ながら改めて検討するのがよいのではないかと考えております。以上です。

○磯委員

先ほど、三枝先生がおっしゃった役員と委員長で、何人で採決をしたのでしょうか。

○三枝委員

採決の人数ですね。すみません。私、当日午前の会議に出られなかったものですから。若手アカデミー担当の事務局の方で人数を覚えていらっしゃいますか。

○事務局

若手アカデミー会議には出席が最大で 32 名いらっしゃいまして、議決の際には 30 名ご出席されまして、その 30 名全員がその 45 歳を原則としていただきたいという意見に対して賛成をされました。

○磯委員

若手アカデミーの全体の人数は 32 名で、30 人が出席して 30 名が賛成という意味ですか。

○事務局

すみません。もう一度申し上げますと、若手アカデミーの構成員は 46 名で、そのうち若手アカデミー会議には最大で 32 名の方が出席しまして、議決の際には 30 名残っていらっしゃって、その 30 名の全員が賛成したということでございます。

○磯委員

わかりました。半数以上の人に参加して、そのうちの 9 割以上は賛成ということですね。

○光石委員長

若手アカデミーメンバーの選考はある程度厳密にしようという意見であったと思います。選考の件は、どこに書いてありますでしょうか。

○三枝委員

はい。2 項の中で、連携会員のうち積極的な参加意思を持つ者の中から、役員会が学術会議法第 1 条に定める目的を若手アカデミーの活動を通じて達成し得ると認められる者を選考し、決定する。今まで現行の規則ですと、ここまで具体的には書いてなく、幹事会が選考し決定するという程度に書いてきました。

○光石委員長

私達の意味としては、ある程度厳密に、本当にそういう意思があるかを確認したいということですので、このようになっています。これについて反対していますでしょうか。

○三枝委員

やや、役員会の意向が強くなるのではないかと心配しているようです。

○光石委員長

役員会の意向を強くしたいという意味です。

○三枝委員

そうは言っても、そんなに若手アカデミーの活動をどうにかしようということはないですと説明すればよいかと。

○光石委員長

第4項について、例えば、特段の必要がある場合には50歳未満としているので、そちらを使うことはできるのではないかと思います。

○三枝委員

確かに。45歳に達する日以降の最初の9月30日を経過した人であっても、今度は2項で読めますが。ただ、2項の場合は、次項に規定する構成を満たすために特段の必要があるということになるので、3項がかかってきます。

○光石委員長

そうです。ダイバーシティを確保する必要がある時には第2項を使えばいいのではないかと思います。若い方がいいと言っているのに、それを延ばしたいというのは、矛盾していませんか。

○三枝委員

なるほど、おっしゃることは分かりますが、これ原則45歳未満の人で構成していますけれども、例えば、重要な代表、若手アカデミー代表ですとか、いくつかのある分科会のリーダーがその期の最後までやるということを前提にしようとする、そうすると若い人をリーダーにしなければならなくなります。それは結構この年齢ですと、苦しいのではないかと思います。過去に、若手アカデミーの方でも、45歳に達していても、その期の最後まで続けられるように延ばした経緯があるということでした。

○光石委員長

ただし書きを次項に規定する構成、そこに等をつけるなどして、特段の理由がある場合にはとしてはどうでしょうか。

○三枝委員

なるほど。そうしたら事務局とも相談しまして、45歳に達した若手アカデミーが一律、その次の最初の9月30日で辞めなくてもいいようにすると。そういう文言にすると。

○光石委員長

そういう方法もあると思いますが、いかがでしょうか。若い方がいいと言いながら、年を取っても継続したいというのが矛盾しているようで仕方ありません。

○三枝委員

なるほど。

○光石委員長

いや、もうそのようにしてもいいと言っているのですけれども。

○川嶋委員

おそらく矛盾はしないのではないかと思います。というのは、若手アカデミーとして活動を始めて続けた以上は、その期が終わるまでは、それを全うしたいというご趣旨ではないかと思いましたが、その意思を、私は基本的に尊重した方がいいのではないかと思います。

それからもう一つですけれども、今ここで私、議論していることというのは、少し説明が必要な事柄だと思います。二つあります。一つは、尾崎先生がおっしゃられたように、やはり分野ごとに若手というものの位置づけが違うということ。違うけれども、先ほどの決議を取られた時の構成メンバーには、おそらく臨床医学の方は入っておられないという中で決議がされたのではないかと思います。だから、やはり分野によっていろんな特殊事情があるということを見通すことができるのは、おそらく、この委員会、ちょっと僭越ですけれども、こういう委員会であったり、あるいは役員会であったりするかと思います。若手アカデミーの意思を、私は基本的に尊重した方がいいとは思いますが、多少アフアマティブな形で、分野ごとの特殊性というのが反映できるような若手アカデミーの構成を、強制的に作っていくということもやむを得ないのではないかと思います。

それから、もう一つですけれども、今回ここで議論しているのは、あくまでも暫定的なことではないかと思います。これまでの議論によりますと、諸外国の若手アカデミーと見比べても、遜色がないような形の若手アカデミーを作っていこう、積極的に若い人を登用していこう、というような方向で議論していたと思います。それは残念ながら今回、連携会員は新たに任命できないというような制約の中で、無理だということです。したがって、やむを得ずこういう形に、暫定的にしているということだと思います。だから、新しい27期の方が、28期以降の新たな組織形態、若手アカデミーを含む組織形態を考えていただく、そのワンステップとして位置づけざるを得ないのではないかと思います。

したがって、言うことを聞くのは大事だと思いますし、意思を尊重するというのは大事だけれども、全面的にそれをしなくても、この3年間の移行期における、移行期って言ったら怒られるかわかりませんが、この新たな27期における基本的な指針をここで提供すれば、それでいいのではないかと思います。以上でございます。

○三枝委員

今のご質問に関しましてですけれども、若手アカデミーの役員と意見交換を行った際に、役員の人たちは、分野によって年齢の若い人が学術会議の連携会員になれないということは十分理解しておりました。その上で、例えば、分野によって、やや年齢の高い人を入れる必要があれば、推薦していただくということも受け入れるし、それから、45歳未満の人で、

例えば、若手がなかなか入れない分野の人たちに、学会などを通じて若干名推薦してもらうということも良いのではないかという議論も行っているということでした。そして、その推薦してもらった人たちを、連携会員（特任）として、明らかに欠けている分野から迎えるということも、できるだろうというようなことも、検討しているようでした。

加えまして、学術会議が今の規定に加えようとしております、連携会員（特任）の改定後の人数なども内々にお知らせしたところ、27期以降に連携会員の新規の追加はないため、人数は少し減るのですけれども、連携会員（特任）の上限人数、入れることができる上限人数が、このぐらいあるのであれば、今と同等の活動は、連携会員（特任）を若干名、何人か、意図的に入れることによって、活動を推進できだろうと検討しているようでした。以上です。

○光石委員長

連携会員の追加は一年後を目途にお願いしたいと思います。

○三枝委員

それがありうるということも意見交換会でお伝えさせていただきました。

○光石委員長

場合によっては連携会員（特任）を期の初めから入れるということも可能と思います。先程の期の終わりまでは、川嶋先生は認めてもいいのではないかと思います。皆さんいかがでしょうか。

○磯委員

今、代表と副代表と幹事2人の役員については、その期までしっかりと責任を持って活動していただくことは重要と思いました。それ以外のメンバーに関しては、この判断は難しいのではないかと思います。

○光石委員長

他のご意見、いかがでしょうか。

○堀幹事

私も川嶋先生の意見に賛成で、若手アカデミーに推薦された連携会員は、やはり全うしたいという気持ちがある、ただそれだけだと思いますので、その期のうちは、45歳を過ぎても、そのまま職務を全うしてもらうということでもいいのではないかと思います。年齢にある程度こだわらないということを考えればなおさら、それでいいのではないかと思います。以上です。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。あまりディスカレッジをさせたくはないと思います。

○磯委員

三枝先生にお伺いしたいのですが、連携会員としてはその期の終わりまで活動できるというただし書きが書いてあるのですが、それでも全員について、その期の終了まで活動したいというのは、連携会員だった人が特任になることは望まないという気持ちが働いているからでしょうか。

○三枝委員

多分、連携会員（特任）は今回も新しい改正によって、人数制限はだいぶ緩和されましたけれども、やっぱり人数制限はあると思われます。ですので、人数制限に達してしまっていたらできないっていう場合もあるのではないかと予想します。

○磯委員

今回の改革では、連携会員（特任）の人数制限をあまりしないという方針であったような気がします。

○三枝委員

人事制限はだいぶ緩和されましたけれども。上限は委員の半分までなどの制限が出ていたと思いますし、若手アカデミーの場合は、場合によると、これからなるべく、その分野の偏りが生じないように積極的に連携会員（特任）を入れるとすれば、かなり上限いっぱいまで、連携会員（特任）を入れるかもしれないと推測します。

○磯委員

はい、わかりました。その際には、プラス2年で47歳になる可能性があるということですね。

○三枝委員

そうですね。一方ではその分野の偏りを埋めるべく、50歳未満の人も少しいることを許す、一方で45歳を過ぎたらすぐ終了というのは少しバランスが悪いと思うと、そういう意見と考えています。

○光石委員長

当面の間、その期の終わりまで継続するということにしたいと思います。役員だけでなくでもいいということよろしいでしょうか。第4項には満と書いてありますので、第2項にも、満を入れておいてはどうでしょうか。

○三枝委員

なるほど。はい。まず、若手アカデミーからはこのほかにも、45歳から50歳の人を何度も選ぶというのはちょっとどうかということで、45歳から50歳の間の人は一期に限るといようなことを入れてはどうかといった意見もありましたけれども、私としては少々規則が複雑になるので、簡潔にすべく、原則は45歳未満なので、45歳未満で事足りるのであれば、そんなに何回も45歳を超えた人を選ぶことはしないという運用できるのではないかと考えております。

○光石委員長

はい。そこまで書かなくてもいいのではないのでしょうか。

若手アカデミーの議論は以上とします。メール審議の期間については、いいのでしょうか。

○沖委員

いいですか。3日とか2日だと、休日が続く場合に、ちょっと居心地悪くないですか。

○光石委員長

営業目的にとしますか。

○沖委員

営業目的に。はい。

○光石委員長

どのような文言を使えばいいのでしょうか。

○沖委員

今度、9月は4連休がありますけど。土日祝日は外してというほうが、ワークライフバランスとかを考えると適切な気がしますけど、どうでしょう。

○光石委員長

はい。事務局いかがでしょうか。

○事務局

メール審議の実施については、この参考資料2の35ページのところに第19条ということで規定がありましてその第2項のところに、メール審議は、意見交換等及びメール議決の期間（土、日及び祝日を含む）を設けると書いていますので、現行規定では土、日祝を含んで5日ないし3日になっているということでございます。

○光石委員長

今の提案は土曜日、日曜日及び祝日を除くという意味だと思います。いかがでしょうか。

○沖委員

例えば、メール議決を2日間として、3連休の間にかかってしまった時に、2日間って言っていないながら、本当に2日間でやるのであれば、事務局も2日間でもう早速議決結果を取りまとめたりするという事にならないですか。

○光石委員長

なると思います。

○沖委員

なりますよね。それは、やはり組織としてあまり望ましくないのではないかな、令和の世の中では。

○磯委員

以前の規定が1週間ということは、多分土日を外すという意味と思われるので、今回も沖先生がおっしゃったように、土日祝日は外す方が实际的だと思います。

○光石委員長

事務局、大丈夫でしょうか。ワークライフバランスを考えると、そういうことかと思えます。よろしいでしょうか。

○事務局

承知いたしました。もし、どうしても短い期間でということであれば、3項で、議長が認めれば短縮できますので、その辺も踏まえて、こういう対応をさせていただくということであれば、大丈夫かと思えます。

○光石委員長

はい。以上がメール審議です。

最後の地方学術会議、地区会議のところは先程議論しましたのでいいでしょうか。

もう一つありますでしょうか。

○事務局

はい。法人経営に係る規程類がございます。

○光石委員長

新規規程、資料4でしょうか。

○事務局

資料4でございます。資料4につきましては、第14回の本委員会において、少しご議論いただきました、経営に関する、比較的細かい、我々職員に関する規程が多いですけれども、それについては事務局で原案を作って、こちらでご覧いただくということになっていたということで、第14回に一部ご覧いただいたのですが、さらに今回追加でご覧いただくものでございます。

前回同様、会員に関わりのある規程、役員に役割のある規程、その他という形に分けさせていただいております。実際の規定は参考4にお付けしておりますので、適宜ご参照いただければと思います。順番にご説明させていただきます。

まず一つ目、日本学術会議内部統制等規程でございます。こちらは、以前ご議論のあった内部通報等について定める規程でございます。内部統制の責任者は、当然、会長ということになるのですが、その下に、業務統括者として、組織運営担当の副会長と事務局長を置きまして、実際の内部通報等については、事務局内に窓口を設けて受付を行うと。当然のことですけれども、もし内部通報があった場合には、原則として調査を行い、その結果を業務統括者に報告し、必要がある場合には、是正のため必要な措置を講じます、というような規定を置くことを予定しております。その他、反社会的勢力への対応方針、要は不当要求に応じないとか、そういうような規定も、合わせてここで規定することを予定いたしております。

続いて2番目が、監事監査規程です。監事監査については、もちろん法律で決まっている部分はあるのですが、それ以外の細かい監査の進め方について決めるものでございます。監事が年度ごとに監査計画を作って会長に通知するでありますとか、監事報告を作って、それを会長に通知するというような規定を置いています。直接的な会員の皆様の関係としては、第7条第2項という規定がありまして、学術会議の役員、会員、職員は、監事及び補助職員の行う監査に協力し、文書提出や説明を求められた時は応じるということで、監査に協力しなければいけないということが決まっているということでございます。

続きまして三番目、日本学術会議会員等手当支給規則でございます。こちらは文字通り、会員、連携会員の皆様にお支払いする手当の額について決めるものでございます。具体的な金額は、参考資料の10ページをご覧頂ければと思います。第2条のところに、それぞれ役職に応じて、こちらの日額を支給することが決まっているということでございます。

それから、四番目が服務ということで、日本学術会議ハラスメントの防止等に関する規程です。こちら、根拠法令のところに書いてありますような、いろんな法律に基づきまして、いわゆるセクハラとかパワハラ、その他のハラスメントについて、それを防止するための規程を定めるものでございます。基本的には、役員と職員を対象として、当然ハラスメントしてはいけないとか、苦情相談に応じて、それに対応したときはきちんと報告しなさいとか、必要な措置を講じなさいということを決めております。会員、連携会員の皆様との関係では、一番最後に第13条という規定がございまして、会員、連携会員、その他会長が任命する委員等は、本規程の趣旨に沿ったハラスメントの防止に努めるものとするということで、

いわゆる努力義務が、会員、連携会員の皆様にはかかっているということで関係があるということでございます。以上が会員に直接関わりのある規程でございます。

5番以下でございますけど、まず、内部監査規程でございます。内部監査規程につきましては、これは、例えば自己点検評価などとは別に、基本的に法人としての、日本学術会議の業務運営の法的な適正性などについて、内部において監査するための規程ということになります。監査責任者は事務局次長。その下でいわゆる内部監査を実施する。定例的なものは、毎事業年度計画を作って行う。ただ、この内部監査自体は当然、会長の命によって行われるものということになります。これが、5番でございます。

6番目が法人文書取扱規程、これは学術会議が作成あるいは取得した法人文書の取扱いについて定めるものでございます。文書の受付とかいうようなこと、それから決裁の手続き、いわゆる専決などについても、ここで規定する予定でございます。

続きまして、7番が会計規則です。こちらはまさに会計に関わる出納とか、負債とか契約とかについての、非常に細かい会計上のルールについて定めるものでございます。当然、会長が最終的な責任者となるということで、関わりがあるということでございます。

続いて8番目。寄附金等受入規程です。寄附金等については、自己資金ワーキングの方でもご議論いただいておりますけれども、受入れに係る基本的なルールについて定めるものです。具体的には、例えば、受け入れてはいけない寄附として、学術会議の独立性、中立性が損なわれるおそれがある、業務や財務に支障が生じるおそれがある、それから、寄附者に何らかの利益を与えるような条件がついている、あるいは、反社会勢力からの寄附などは当然受け入れてはいけないというようなことを規定しております。また、この寄附の受入れについては、役員会が別に定める委員会に諮って、そちらで有無を決定するということを規定いたしております。

続きまして9番目。業務受託に関する規程です。こちら、日本学術会議が、業務を外部の者から受ける時のルールについて定めるものでございます。寄附金同様に、例えば、独立性、中立性を損なうようなものについては受託していけないというような規定を置いています。また、こちらも寄附金と同様に、役員会が別に定める委員会に諮って、その受託の有無を決定するとしております。

続いて10番が役員報酬規則になります。参考資料4に記載してございますけれども、これ当初案でございますので、副会長の月額につきましても、この規則には記載してございません。内容につきましては、常勤の役員になった場合の手当ですとか、通勤手当、期末手当等の支給方法等を定めたものでございまして、13条が非常勤役員手当でございますけれども、こちらにつきましては、新たに任命されます監事に加えて、副会長、会長の日額を定めたものでございます。会長、副会長の日額につきましては、現行単価よりもアップした額としてございます。以上でございます。

続きまして、11番から15番まで、こちら我々職員の給与でございますとか、退職手当の支給について、細かい定めを行うものです。当然、最後の決定は会長ということで、その意味で、会長に関わりある規程ということでございます。

それから、16番、これは職員の表彰規程です。職員が何か、立派な事をした時に会議とし

て、職員を表彰するためのルールについて決めるものということでございます。こちらについては、審査委員会において、審査をして決定しますというようなことを決めております。

その次が倫理規程で、こちらは我々職員の倫理について定めるもので、要は利害関係者からお金をもらってははいけませんとか、公務員並びの倫理について定めるものでございます。

最後に、役員証・職員証取扱規程です。今回、法人化ということで、職員、役員の方でもすけれども、公務員ではなくなりますので、日本学術会議独自の職員証を発行するので、その様式等について定めるものでございます。

一番最後、19番その他ということで、業務方法書です。こちらについては、ちょっと毛色が違うものでございます。現行法で、独立行政法人通則法が準用されておりまして、その規定に基づいて、学術会議は、業務開始の際に業務方法書を作成して、内閣総理大臣の認可を受けなさいということが決まっていると。それに基づいて作成するものでございます。

その中身については、まさに学術会議の、業務運営の基本的なところを定めているものでございまして、業務の方法に関する事項として、学術会議の四つの重要な役割について書いていたりであるとか、業務の委託・受託ができますとか、契約にあたっては原則競争入札しますとか、それから、これまでご説明しました内部統制であるとか、倫理とかあるいは情報セキュリティとか、そういったことについて、別途定めて、ちゃんとやっていきますようなことを記載することを予定いたしております。ご説明は以上でございます。

○光石委員長

はい、ありがとうございます。大部になっております。今、質問がありますでしょうか。私から質問です。監事について、違反があった時には内閣総理大臣まで報告するというのは、法律で決まっているでしょうか。

○事務局

はい、法律に、どの場合には、この方に報告しなさいということが、規定されていたかと思えます。

○光石委員長

全部内閣総理大臣にと書いてありますので。

寄附金について、例えば、株式でいただくというのは、どこかに書いてありますでしょうか。

○事務局

明示的に規定はしていなかったかと思えます。

○光石委員長

これは、寄附金と同じ扱いでいいでしょうか。株を寄付するという人もいるかもしれません。

○川嶋委員

今の点について、よろしいでしょうか。私も、少し気になっております。例えば、広大な土地を提供する、寄附金付きで例えば建物も建てられるぐらいのお金をもらう。ただ、ネーミングライトなんかは、そんなは求めないとかいう、純粋な寄附の形態というのが実は多様ではないかと思いました。ここは、多分、寄附金を中心に書かれているように思いますが、確かに、寄附金および物品、土地のことも書いていますね。その多様なものが全部、一応含まれるような、受け皿があれば一番いいのではないかと思いました。ありがとうございます。

○光石委員長

株のようなものは。

○川嶋委員

等というような言葉を入れておけば、対応はできるかなとは思いますが。株式とか。

○光石委員長

4の寄附金等で、寄附金及び寄贈物品で、株も入りますでしょうか。

○川嶋委員

株式というか金融商品ですよね。金融商品も含む。有価証券を含む。有価証券も金融商品。金融商品を含む。不動産、動産、債権、その他の財産権ですね。

○事務局

事務局でございます。この寄附金受入規程上は基本的な寄附金等の受入れ決定になっていきます。この寄附金等は寄附金と寄附物品等をいうということで、この寄附物品等というのは定義がございまして、寄附者が学術会議に対して寄附として提供する物品、土地及び建物等の有形固定資産、並びに知的財産等の無形固定資産をいうとなっています。従って、こういったものも寄附であれば、寄附等ということで入るのですが、株がここに入るかというところちょっと定義で難しいかもしれません。

○光石委員長

いただいてもいいのですね。もちろん、COI等には気をつけないといけません。

○沖委員

はい。中立性が損なわれるというのでいいのかもしれないですが。国連大学にいる時に、私が絵をプレゼントするとか、彫刻をプレゼントするとかいう人がいっぱい出てくるんですね。それはそこに置いてもらえると、格が上がると思って、こう寄附してくるわけです。そ

れが、やっぱり一応かなり吟味して、断るような仕組みがあった方がいいのではないかと思いますのですが、どうでしょう。

○光石委員長

はい。受け入れるには別に設ける委員会で決めることになると思います。

○沖委員

でも、制限のところに何か。どういう書き方がいいかわからないですけど。

○光石委員長

場合によっては、断ることができるように。

○沖委員

した方がいいのではないかなと思います。

○光石委員長

はい。その通りと思います。断れるように、置く場所がないなど、そういうこともあり得ると思います。

○磯委員

有価証券は株式、債券、投資信託などがあるので、株も入るのではないのでしょうか。

○光石委員長

今は有価証券についての記述はないのでは。

○磯委員

有価証券はあります。第2条の（2）の最後に、現金及び有価証券をいう。

○光石委員長

書いてあるのですね。

○磯委員

これで、株も入ると思います。

○光石委員長

はい。では大丈夫です。ありがとうございます。

○川嶋委員

私も、磯先生のご指摘通りと思ったのですが、あともう一つ、下の方に行っていただきましたら、さっき沖先生がおっしゃられたことは、おそらくこのところ、受入れ制限の、例えば、第2号になるんですかね。2項のところで、受け入れることによる、学術会議の業務、財務または管理とか、このあたりに管理「等」などというのを入れておけば、このあたりでふるいにかけられるのではないかと思います。ただ、絵画なんかでも、そういう値段が上がりそうなものだったら、一応倉庫にでもとっておいた方が後々のためになるのではないかと思います。この委員会が考えていただければいいのではないかと思います。東山魁夷の子孫がちょっともう手に負えないので、よろしくとか、売ってもらっても結構ですとかいうのがあるかもわからないです。

○光石委員長

はい。事務局いかがでしょうか。他の組織の規定を例にしているのではないかと思います。

○事務局

そうですね。これも類似の組織の規程をベースにしたものでございます。ご指摘の例は、もちろんものにもよるかと思いますが、もし場所がなくて困るとかであれば、業務に支障が生じるでも読めるのかなという気はいたします。また、あくまでもこれは受け入れることができない規定ですので、別に該当しなかったから受け入れないといけないということではないかと思います。例えば、財産的価値がないとかもらっても困りますとかいうようなものであれば、そこは役員会が別に定める委員会が受け入れませんという決定をするということもあるのかなと思います。

○磯委員

別のことでよろしいですか。先ほど、会長の場合は、常勤は総会の承認を得て OK という話がありましたが、今の説明の中で、副会長も常勤の基準が記載されています。

○事務局

すいません、事務局でございます。今回、お付けしている資料には、副会長が入ってございますけれども、当初案でございますので、最終的には会長のみが残る形になるかと思います。以上でございます。

○磯委員

はい。了解です。

○川嶋委員

ちょっとまた、先に戻るのですけど。先ほど、土日と国民の祝日の話が出たのですけれど

も、細かいこと申し上げて恐縮ですけど、営業日みたいな形で例えば12月29日から1月3日ですかね。その期間もおそらく営業日には入らないと思いますので、そのあたりは日付の管理も含めて決めておかれたらいいのではないかと思います。お盆は使っていいと思いますけれども、年末年始は休んでいるところが多かったり、異動とかいうのもあるかと思うので、そのあたりも先ほどの細かな日にちの管理を考えるとときには、少し考慮に入れた方がいいかなと思いました。以上でございます。

○光石委員長

はい。ありがとうございます。年末は公務員と法人とで少し違うかもしれません。明確に書いておいた方がいいと思います。職員の勤務規程とも連動することと思います。

大部にわたっていますので、見ていただければと思います。今日も会議時間が3時間を過ぎましたので、見ていただいて、次回が7月24日金曜日の9時半からありますので、今日ご意見いただいて修正する点等の確認も含めて、その日にしたいと思います。読んでいただいて気になるころがあれば、7月24日に議論したいと思います。

その後は、8月6日、7日の臨時総会の時に案をお示しするのでしょうか。事務局いかがでしょうか。

○事務局

そうですね。基本的にこの、最後にご覧いただいた規程については、もうご説明している時間もないかと思うので、もうお配りするだけになるかなとは思っています。

○光石委員長

はい。臨時総会時に逐一の説明はしないにしても、案としては議題にするということですね。

今日は長時間にわたり、ありがとうございました。次回は7月24日です。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。